

6 公害防止に関する税制上の措置

区分		項目	対象施設等		
国 得 税 ・ 法 人 税	所 得 税	特別償却	公害防止用設備	建築物	騒音防止用設備
				構築物	汚水処理用設備 ばい煙処理用設備
			機械及び装置	汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 窒素酸化物抑制設備 特定粉じん処理用設備 特定フロン排出抑制・回収設備 産業廃棄物処理用設備	
			工業用水道等への 転換設備	構築物	
				機械及び装置	
	特別償却 又は 環境 変化 対応 設備 税額控除	エネルギー 環境 変化 対応 設備	エネルギー	太陽光等利用設備	
			エネルギー	エネルギー利用効率化設備	
			石油代替エネルギー	石油代替エネルギー利用設備	
			石油資源供給安定化	石油資源供給安定化設備等	
			中小企業者又は農業協同組合等用エネルギー	中小企業者又は農業協同組合等用エネルギー利用効率化等設備	

(平成3年4月1日現在)

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の</p> $\frac{19}{100}$ <p>の特別償却を認める（更新設備は除かれる）。</p>	<p>租税特別措置法 （以下「租税法」という） 第11条第1項及び第43条第1項の表の1号</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の</p> $\frac{15}{100}$ <p>の特別償却を認める。</p>	<p>租税法第11条第1項及び第43条第1項の表の2号</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、次の特別償却又は税額控除のいずれかを認める（一定の機械その他の減価償却資産については、中小企業者等が一定の事業の用に供した1台又は1基の取得価額が160万円以上のものに限る）。</p> <p>1. 特 別 償 却</p> <p>普通償却のほか初年度に基準取得価額の $\frac{30}{100}$ の特別償却</p> <p>2. 税 額 控 除</p> <p>初年度の所得税又は法人税の額から基準取得価額の $\frac{7}{100}$ に相当する金額（事業所得に係る所得税又は法人税の額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額を限度）の控除</p>	<p>租税法第10条の2及び第42条の5</p>

区分	項目	対象施設等			
国	所得税	特殊の減価償却資産の耐用年数	汚水処理用、ばい煙処理用減価償却資産	取得時期区分	
				種類	細目
				構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造
					鉄筋コンクリート造
					石造
					れんが造
					コンクリート造
					金属造
					土造
					木造
合成樹脂造					
機械及び装置（ばい煙処理用にあつては、金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。）					
法人	特定（事業用資産）買換えの場合等の（譲渡所得の）課税の特例	<p>公害規制地域におけるばい煙発生施設等、騒音発生施設、特定施設、指定地域特定施設、湖沼特定施設等の移転又は廃棄に伴い譲渡される土地等、建物又は構築物（「譲渡資産」という。）を譲渡した場合であつて公害規制区域等以外の区域において土地等建物、構築物若しくは機械及び装置（「買換資産」という。）を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供したとき又は供する見込みであるときの買換資産。</p>			
				特定資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例	

優 遇 措 置 の 内 容						根拠法令
昭44.3.31 以前に取得したもの			昭44.4.1 以後に取得したもの			減価償却資産の耐用年数等に関する省令第2条第2項第1号及び第2号 同省令別表第6及び別表第7同令附則別表1及び別表2
槽、塔、水路、貯水池	その他（汚水処理用のみ）	高さ70m以上の煙突（ばい煙処理用のみ）	槽、塔、水路、貯水池	その他（汚水処理用のみ）	高さ70m以上の煙突（ばい煙処理用のみ）	
20年	30年		30年	30年		
20	30	20年	30	30	30年	
20	30		30	30		
15	20		20	20		
10	15		15	15		
10	15	7	15	15	10	
10（汚水処理用のみ）	15		15（汚水処理用のみ）	15		
7（"）	9		10（"）	10		
7（"）	9		10（"）	10		
7			7			
<p>法人にあっては、圧縮限度額の範囲内においてその帳簿価額を損金経理により減額し、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法若しくは、圧縮限度額以下の金額を確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法で経理したときは、その減額し、又は経理した金額を損金の額に算入する。</p> <p>個人にあっては、譲渡資産に係る収入金額が買換資産の取得価額以下であるときは譲渡資産の収入金額の20%に相当する金額の部分の譲渡があったものとし、譲渡資産に係る収入金額が買換資産の取得価額を越えるときは譲渡資産の収入金額のうち買換資産の取得価額の80%に相当する金額を越える部分の譲渡があったものとされる。</p>						租特法第37条及び第37条の4及び第65条の7及び第65条の9
<p>法人が譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から1年以内に買換資産を取得する見込みであり、かつ、取得の日から1年以内に事業の用に供する見込みである場合に、譲渡資産の譲渡対価の額のうち買換資産の取得に充てようとする金額に差益割合</p> $\left(\frac{\text{譲渡資産の対価の額} - (\text{譲渡資産の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡資産の対価の額}} \right)$ <p>を乗じて計算した金額の $\frac{80}{100}$ に相当する金額を特別勘定として経理したときは、その金額を損金の額に算入する。</p>						租特法第65条の8

区分	項目	対象施設等
地方 固定 資産 課税 の特例	非課税	石油コンビナート等災害防止法第2条第9号に規定する特定事業者が公共の 危害防止のために設置する流出油等防止堤で一定のもの
		(1)鉱山保安法第4条第2号の粉じん（石綿に限る。）、鉱さい、坑水、廃水又は 鉱煙の処理施設
		(2)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する 指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保 全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を 含む。）を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの
		(3)下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用す る者が設置した除害施設で一定のもの
		(4)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物 の発生を抑制し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で一定のもの
		(5)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙 の処理施設及び同条第7項に規定する特定粉じん発生施設から発生する特定 粉じんの処理施設で一定のもの
	課税標準 の特例	(6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及 び一般廃棄物の最終処分場並びに同法第12条第5項第2号に規定する産業廃 棄物処理施設で一定のもの
		工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設し た機械等で一定のもの
		公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法第2条第6項に規定する 一般粉じん発生施設から発生する一般粉じんの処理施設又は鉱山保安法第2条 第2項に規定する鉱山に設置される石綿以外の粉じんの処理施設で一定のもの
		(1)大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用施設で一定のもの (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する産業廃棄物の処 理施設で一定のもの (3)湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条 第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水の処理施設で一定の もの (4)騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設において発生する騒音を防止す る施設で一定のもの (5)悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの
	資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で一定 のもの	

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
非課税	地方税法第 348 条第 2 項
<p>公共の危害防止のため設置されたもの（ただし既存の当該施設又は設備に代えて設置する一定のものにあっては昭和62年4月1日以後において設置されたものを除くものとし、(4)は昭和52年6月18日以後に新設されたもの、(6)のうち一般廃棄物の最終処分場は昭和55年1月2日以後に取得されたものに限る。）は、平成2年度分及び平成3年度分限り非課税</p>	地方税法附則 第14条
<p>平成2年度分及び平成3年度分限りその課税標準を $\frac{1}{4}$（一定の場合 $\frac{1}{6}$）に軽減する。</p>	地方税法附則 第15条第5項
<p>平成2年度分及び平成3年度分限りその課税標準を $\frac{1}{6}$ に軽減する。</p>	地方税法附則 第15条第6項
<p>平成2年度分及び平成3年度分限りその課税標準を $\frac{1}{3}$ に軽減する。</p>	地方税法附則 第15条第7項
<p>平成元年4月1日から平成3年3月31日までに新たに取得されたものについて、当初課税年度から3年度分限りその課税標準を $\frac{2}{3}$（一定のものについては $\frac{3}{5}$）に軽減する。</p>	地方税法付則 第15条第22項

区分	項目	対象施設等
地方 地 不 動 産 取 得 税	固定資産税 課税標準の特例	振動防止設備で一定のもの
	非課税	公害防止事業団が業務用に取得する不動産で一定のもの取得
		空港周辺整備機構が業務用に取得する不動産で一定のもの取得
	課税標準の特例	事業協同組合等が公害防止事業団から産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得
		空港周辺整備機構が平成4年3月31日までに業務の用に供する土地を取得した場合の当該土地の取得
納税義務の免除	事業協同組合等が公害防止事業団から取得した産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得	

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
<p>平成2年度分及び平成3年度分に限り、その課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する。(昭和61年度から平成元年度までの各年度分については $\frac{1}{3}$)</p>	<p>地方税法改正法附則第7条第6項</p>
<p>非課税</p>	<p>地方税法第73条の4第1項第19号</p>
<p>非課税</p>	<p>地方税法第73条の4第1項第19号の3</p>
<p>その課税標準たる価格から次の額を控除する。 価格 × $\frac{\text{譲渡しの対価の額} - \text{施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額}}{\text{譲渡しの対価の額}}$ (平成4年3月31日までの取得については、昭和54年改正前の地方税法第73条の14第5項の規定を適用すれば控除すべきとされる額と上の計算により控除すべきとされる額の差額の $\frac{2}{5}$ に相当する額を上の計算により控除すべきとされる額に計算した額を価額から控除する。)</p>	<p>地方税法第73条の14第7項 地方税法附則第11条第15項</p>
<p>当該土地の価格の $\frac{2}{3}$ に相当する額を価格から控除する。</p>	<p>地方税法附則第11条第8項</p>
<p>納税義務を免除する。</p>	<p>地方税法第73条の27の5第1項 大阪府税条例(以下「条例」という。)第42条の15の5第1項</p>

区分		項目	対象施設等
地方	自動車税	自	電気自動車
		動	メタノール自動車
		車	買換え特例に係る昭和63年排出ガス規制適合自動車及び平成元年排出ガス規制適合自動車
地方	自動車取得税	自	電気自動車の取得
		動	メタノール自動車の取得
		車	買換え特例に係る昭和63年排出ガス規制適合自動車及び平成元年排出ガス規制適合自動車の取得

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
平成3年度分及び平成4年度分の税率に限り、昭和59年改正前の税率とする。	地方税法附則第12条の3第1項 条例附則第9条第1項
平成2年度分及び平成3年度分の税率に限り、昭和59年改正前の税率とする。	地方税法附則第12条の3第1項 条例附則第9条第2項
昭和54年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック・バスを廃車し、これに代わるものとして1月内に取得した場合、平成2年度分及び平成3年度分に限り、通常の税率の2分の1の税率とする。	地方税法附則第12条の3第3項及び第5項 条例附則第9条第3項
平成5年3月31日までに取得した場合の税率は、通常の税率から2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
平成4年3月31日までに取得した場合の税率は、通常の税率から2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
昭和54年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック・バスを廃車し、これに代わるものとして1月内に取得した場合、平成2年4月1日から平成4年3月31日までの取得に限り、税率は通常の税率から1%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第4項 条例附則第11条第3項

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
平成3年度分及び平成4年度分について、昭和59年改正前の税率に据え置く。	地方税法附則 第30条の2
非課税	地方税法第 586条第2項
非課税	地方税法 附則第31条の 2第3項

区 分	項 目	対 象 施 設 等
地		<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けて又は同項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設で一定のもの</p>
		<p>(1)鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、抗水、廃水又は鉱煙の処理に係わる施設（事業使用家屋内に設置されるものに限る。以下(6)まで、(9)から(11)まで及び(13)において同じ。）</p> <p>(2)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は、同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3)下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>(4)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設、同条第6項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第7項に規定する特定粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(5)工業用水道又は水道を事業の用に供する一定の個人又は法人が工業用水法に規定する許可井戸に代えて工業用水道事業法第2条第3項に規定する工業用水道又は水道法第3条第1項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で一定のもの</p> <p>(6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第12条第5項第2号に規定する産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の油化処理施設を含む。）で一定のもの</p> <p>(7)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(8)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が行う浄化槽に係わる汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(9)悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p> <p>(10)騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの</p> <p>(11)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第11号に規定する廃油処理施設（(12)に掲げるものを除く。）</p> <p>(12)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(13)港湾法第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設</p>
方 事	業 所 税	非 課 税

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
非課税	地方税法 第701条の34 第3項
資産割及び新增設に係る事業所税の非課税	地方税法 第701条の34 第4項

区分	項目	対象施設等
地 事	非課税	公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第18条第1項第1号に規定する建物で新築の日から5年以内に取得したことにより、新築したとみなされる施設
	業 所 課税標準の特例	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち一定の施設 (2)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が行う浄化槽に係わる汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち一定の施設 (3)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち一定の施設
税	税	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第8条の2に規定する第1種区域内において同法第9条の3第2項に規定する空港周辺整備計画に従って整備される土地に設置される施設で一定のもの

- (注) 1 この表は、公害防止に関する税制上の措置内容の概要をまとめたものである。
2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
<p>新增設に係る事業所税の非課税</p>	<p>地方税法第 701 条の34第 8 項</p>
<p>従業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。</p>	<p>地 方 税 法 第701 条の41 第1項</p>
<p>新增設に係る事業所税の課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。</p>	<p>地 方 税 法 第701 条の41 第1項</p>